

自由民主党としては平成30年3月25日の党大会までに党としての改正案を作成し、これを両院の憲法審査会へ提出したい。

(自衛隊条項)

9条の1項及び2項を維持した上で、自衛隊を憲法に明記する。3項か、9条の2か。

他方、9条2項は削除し自衛隊の目的・性格をより明確にする改正を行うべきである、との意見も根強い。

(緊急事態条項)

2案がある。

①国会議員の任期延長や選挙期日の特例等を規定すべきである。

②政府への権限集中や私権制限を含めた緊急事態条項を規定すべきである。

(教育環境整備条項)

国が教育環境の整備を不断に推進すべきことを規定する。

(国会議員選挙区議員定数条項)

両議院議員の選挙区及び定数配分の方法を47条改正として検討する。とりわけ参議院議員選挙区の合区は解消する。

自衛隊の保持

(第9条の第3項として)

前項の規定は、自衛隊の保持を妨げない。

(第9条の2として)

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ公共の秩序の維持に当たるものとする。

内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。

緊急事態条項

[設けない。]

無償教育を受ける機会の保障

(第26条の第3項として)

国民が幼児期から成年期まで、その適性に応じて無償で教育を受ける制度について、国は、漸進的な導入に努めなければならない。

参議院議員選挙区の議員定数

(第43条の第3項として)

参議院議員選挙において各選挙区に配分される議員定数は、人口比率にかかわらず、単位とする行政区画一つに少なくとも一名をあてることができる。

施行期日

(第104条として)

この憲法改正は平成32年5月3日から施行する。